

果樹農業者の現状と今後の方向

平成16年9月28日
農林水産省生産局

1 果樹農業に係る農業経営の現状

- 果樹部会の中間論点整理においては、担い手の考え方について、引き続き、検討が必要と整理されたところ。
- 一方、企画部会の中間論点整理においては、担い手の明確化に当たっては、認定農業者制度を基本とすることが適当とされたところ。
- 以上を踏まえ、生産者の高齢化等、産地が脆弱化していく中、果樹農業経営の今後の動向を推計した上で、果樹産地の担い手について、どのように考えるか等について検討が必要ではないか。

○ 果樹部会の中間論点整理より抜粋(平成16年8月11日)

1 産地・担い手

(2) 産地における担い手の位置づけ、役割分担

ア 現 状

将来を担う農業者の育成が急務である一方、産地を先導する担い手の位置付けや、産地を構成する多様な農業者の役割が明確ではない。

イ 課 題

産地内で合意形成を図り、産地における担い手やそれ以外の産地を構成する者の明確化が必要である。

ウ 今後の方向

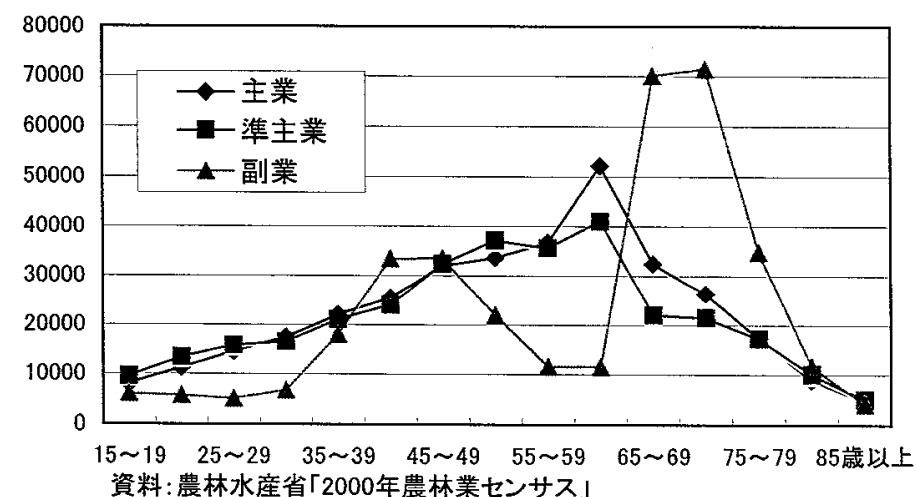
産地協議会で検討の上、産地の担い手を明確にすることが必要ではないか。また、担い手となる農業者以外の役割や新規参入などの方針についても同様に明確にすることが重要ではないか。

エ 留意事項

果樹農業の担い手を具体的にどのように考えるべきかについては、今後、さらに検討が必要である。

※ 果樹農業の担い手として、女性就農者の役割が重要であり、家族経営協定を踏まえた検討が必要である

○ 年齢別、経営形態別果樹農業従事者数(平成12年)



○ 果樹農業従事者の平均年齢

	主 業	準主業	副 業
平均年齢	53歳	52歳	60歳

販売主業農家(販売目的で果樹を栽培した主業農家)

- ・農業所得が主。
- ・65歳未満の農業従事60日以上の方がいる。
- ・販売を目的に果樹の栽培を行っている。

2 品目別、県別の果樹経営の動向

- 多くの主産県において、0.5～1ha層の農業者が主流となっているものの、特に、うんしゅうみかんについては、栽培面積が小さい農家が多い状況。また、県により経営規模や面積規模別の農家数は異なっている。
- 生産シェアは、うんしゅうみかんについては0.5～1ha層が主体となっているが、りんご、日本なしでは1～1.5ha層が中心。また、2ha以上栽培している農家も少なくない。

○ 果樹園で販売目的に1品目のみ栽培した農家についての
果樹栽培面積規模別農家数と規模別総面積(平成12年)
(戸、ha)

	青森県 (りんご)		静岡県 (うんしゅうみかん)		千葉県 (日本なし)	
販売農家に占める当該 農家の面積シェア	88%		56%		58%	
1戸あたり 栽培面積	農家 戸数	栽培 面積	農家 戸数	栽培 面積	農家 戸数	栽培 面積
0.1ha 未 満	394	22	574	28	50	3
0.1 ～ 0.3	2,766	488	1,759	298	247	45
0.3 ～ 0.5	2,924	1,063	1,389	492	265	98
0.5 ～ 1.0	5,011	3,429	1,465	950	548	388
1.0 ～ 1.5	3,232	3,761	546	617	359	421
1.5 ～ 2.0	1,744	2,872	274	450	156	257
2.0 ～ 2.5	1,047	2,235	121	255	55	117
2.5 ～ 3.0	458	1,200	77	201	17	44
3.0 ～ 4.0	376	1,225	87	285	6	19
4.0 ha 以上	140	684	27	130	0	0

資料:農林水産省「2000年農林業センサス」

○ 販売主業農家における栽培面積規模別農家数と
規模別栽培面積(平成12年)

	山形県		福島県		山梨県	
販売農家に占める主 業農家の面積シェア	57%		60%		52%	
1戸あたり 栽培面積	農家 戸数	栽培 面積	農家 戸数	栽培 面積	農家 戸数	栽培 面積
0.1ha 未 満	420	21	118	6	64	4
0.1 ～ 0.3	1,369	230	607	102	358	67
0.3 ～ 0.5	1,076	393	516	187	808	304
0.5 ～ 1.0	1,928	1,292	1,108	769	3,326	2,299
1.0 ～ 1.5	1,089	1,233	750	877	1,414	1,530
1.5 ～ 2.0	496	815	431	707	238	364
2.0 ～ 2.5	257	540	218	466	23	47
2.5 ～ 3.0	114	295	74	194	10	24
3.0 ～ 4.0	58	184	52	164	3	10
4.0 ha 以上	18	80	8	50	0	0

	長野県		和歌山県		福岡県	
販売農家に占める主 業農家の面積シェア	48%		67%		65%	
1戸あたり 栽培面積	農家 戸数	栽培 面積	農家 戸数	栽培 面積	農家 戸数	栽培 面積
0.1ha 未 満	260	14	106	6	95	5
0.1 ～ 0.3	1,216	219	542	93	548	92
0.3 ～ 0.5	1,122	418	686	245	480	167
0.5 ～ 1.0	2,288	1,571	1,966	1,372	903	562
1.0 ～ 1.5	1,659	1,880	1,952	2,247	658	691
1.5 ～ 2.0	794	1,244	1,566	2,534	400	606
2.0 ～ 2.5	234	486	995	2,073	322	641
2.5 ～ 3.0	67	172	443	1,149	203	514
3.0 ～ 4.0	29	97	291	921	160	518
4.0 ha 以上	6	26	73	334	75	358

資料:農林水産省「2000年農林業センサス」

3 果樹農業者の動向

- 果樹全体の生産量は、近年減少傾向。
- 販売主業農家における60代までの経営者の平均栽培面積は約1haと70歳以上の経営者の平均栽培面積よりも大きく、その栽培面積は、果樹販売農家全体の約半分を占めている。
- 果樹農業経営の今後の動向を検討する際には、販売目的で果樹を栽培した主業農家(以下、販売主業農家という。)を対象に分析。

○ 生産量の推移

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
	千トン	千トン	千トン	千トン
生産量	3,847	4,126	3,893	3,678

資料:農林水産省「食料需給表」

○ 販売農家の栽培面積(平成12年)

	平成12年
販売農家の栽培面積	19万ha

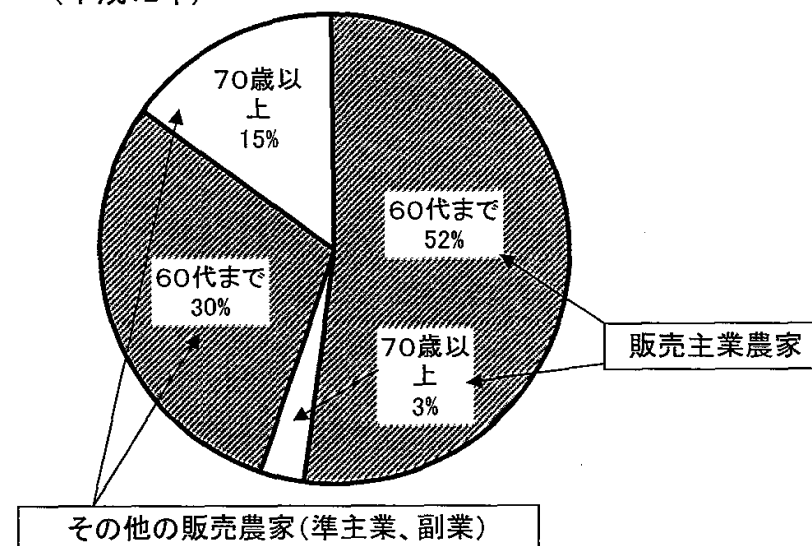
資料:農林水産省「2000年農林業センサス」

○ 販売主業農家における平均栽培面積(平成12年)

	経営者数	栽培面積	平均栽培面積
60代まで	100千人	98千ha	1.0ha/戸
70歳以上	9千人	6千ha	0.7ha/戸

資料:農林水産省「2000年農林業センサス」

○ 販売農家における経営形態別果樹栽培面積シェア(平成12年)



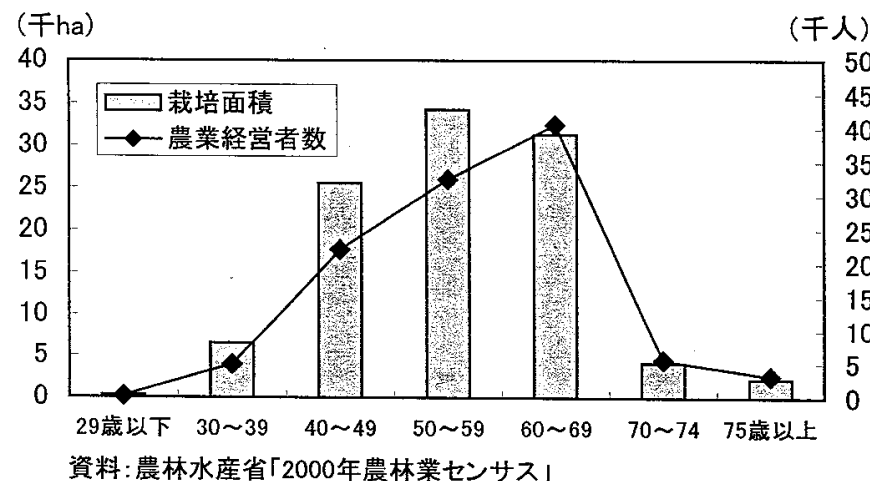
資料:農林水産省「2000年農林業センサス」
「耕地及び作付面積統計」

4 果樹農業経営の今後の動向(推計)

(1) 農業経営者

- 現状では、販売主業農家で、農業者で約10万人、栽培面積で約10万ha。
- 一方、販売主業農家の平成27年の60代までの農業経営者数を、加齢により推計した場合、経営者数は約4万人、栽培面積は約5万haと推計され、農業者、栽培面積とも大幅に減少。

○ 販売主業農家の年齢別農業経営者数と栽培面積シェア(H12年)



経営規模
現状維持

○ 60代までの販売主業農家の農業経営者に係る推計

	平成12年	平成22年	平成27年
農業経営者数(千人)	100	60	40
栽培面積(千ha)	98	67	50

平成12年(生産量:380万トン)に比べると、60代までの農業経営者、栽培面積ともに大幅に減少。

経営規模拡大

仮定(現状規模の1.5倍)

平成27年の販売主業農家の経営規模が1.5haになると仮定

	経営者数	平均栽培面積	栽培面積
平成27年推計	40(千人)	1.5ha	60千ha

平成12年	1ha	98千ha
-------	-----	-------

仮定(現状規模の2倍)

平成27年の販売主業農家の経営規模が2haになると仮定

	経営者数	平均栽培面積	栽培面積
平成27年推計	40(千人)	2ha	80千ha

※新規就農者については考慮していない。

(2) 認定農業者等

- 認定農業者数については近年増加傾向にあるが、60代までの販売主業農家10万戸(平成12年)の約2割程度でしかなく、一層の増加が必要。
- 新規就農者数については、近年増加傾向にあるものの、果樹については、一千人に満たない状況。この状況が続いた場合、平成27年には果樹部門における新規就農者数の累計が約1万3千人(※)と推計されるが、これは、60代までの農業経営者(販売主業農家)の平成27年までの減少分6万人(推計)の2割程度である。
- 果樹部門の新規就農者の参入形態(経営者か従事者)や経営規模が明らかでないため、果樹部門の新規就農者が生産にどれだけへの寄与するか予測できないが、新規就農者が産地の中心的な担い手になるのであれば、果樹生産への貢献も期待できる。

○ 認定農業者数の推移

(戸)

	H11	H12	H13	H14
認定農業者総数	145,057	149,931	162,791	171,746
果樹単一経営	11,604	11,512	13,660	14,543
稲作＋果樹	2,707	3,259	3,355	3,288
果樹＋その他	3,011	3,237	3,658	4,041
果樹計	17,322	18,008	20,673	21,872

資料:農林水産省経営局経営政策課調べ

○ 果樹農業へ新規就農者数の推移

(人)

	H11	H12	H13	H14
果樹農業へ新規就農者数	612	803	849	937
30歳未満	346	392	350	413
30歳～54歳	187	266	329	344
55歳以上	79	145	170	190

資料:生産局果樹花き課調べ

(※)新規就農者数の推計について

直近(平成13、14年)の平均値(890人)のペースで今後も新規就農者数が推移するものとし、これを累計して平成27年までに新規に就農する農業者数を推計

(3) 農業生産法人等

- 果樹農業においても、近年、法人化が進んでいるものの、増加ペースは他作物と比べて遅い。また、作業受託組織を見ると、防除作業を対象とした組織が多いものの、果樹作業の中心である、「摘果」や「収穫」については、極めて少ない。これは、果樹農業は労働集約的で、収穫等の作業が機械化されていないという特徴によるもので、今後とも農業生産法人や作業受託組織の推進が必要ではないか。
- また、多様な経営体の1つとして、特区でのリース方式による農地権利取得による株式会社の参入が見られるが、経営の多角化の観点から、このような経営体も重要と考えられる。

○業種別農業生産法人数の推移

年次		米麦作	果樹	畜産	そ菜	工芸作物	養蚕	花き・花木	その他
11	5,587	1,209	602	1,740	497	310	6	513	710
12	5,889	1,275	606	1,803	567	307	5	560	766
13	6,213	1,352	650	1,838	657	334	5	584	793
14	6,547	1,425	659	1,952	707	221	-	674	909
15	6,953	1,514	674	2,023	817	253	-	720	952
構成比	100.0%	21.8%	9.7%	29.1%	11.7%	3.6%	0.0%	10.4%	13.7%

資料：農林水産省経営局構造改善課調べ(各年1月1日現在)

注1：業種区分は、主たる(粗収益の50%以上)作物とする。いずれも50%に満たないものは「その他」とする。

注2：業種別の区分について、「花き・花木」は平成8年以前、「養蚕」は平成14年には区分していない。

○主要果樹に係る作業受託組織の組織数

	基盤整備	整枝・せん定	摘果(花)	防除	袋掛け	収穫
かんきつ	49	27	12	34	1	14
りんご	2	49	25	373	11	12
なし	4	24	16	217	7	11
かき	5	46	11	36	0	9
もも	2	28	10	64	10	7
ぶどう	14	49	15	47	13	22

(単位：延べ組織数)

資料：農林水産省生産局果樹花き課調べ

○一般の株式会社等によるリース方式での農地の権利取得(平成16年4月1日現在)

	全 体	果 樹
参入法人数(予定を含む)	67法人	10法人
営農を開始した法人	38法人	9法人

事 例

建設会社等が果樹栽培に参入(長野県下伊那郡大鹿村) ー 特区でブルーベリー・さくらんぼの栽培開始 ー

建設会社など5社が、「大鹿村中山間地農業活性化特区」において、平成16年3～4月にブルーベリー等を移植し、果樹部門へ参入。村が農地2.8ha(うち耕作放棄地1.8ha)を地権者から借り受け、この5社に貸し付け、このうち3社はブルーベリー、1社はさくらんぼを合わせて1.4ha植え付け、数年後に観光農園としてオープンさせる予定。また1社は農家が経営していたブルーベリー園0.4haを借り受けて、16年中に観光農園としてオープンさせる予定。

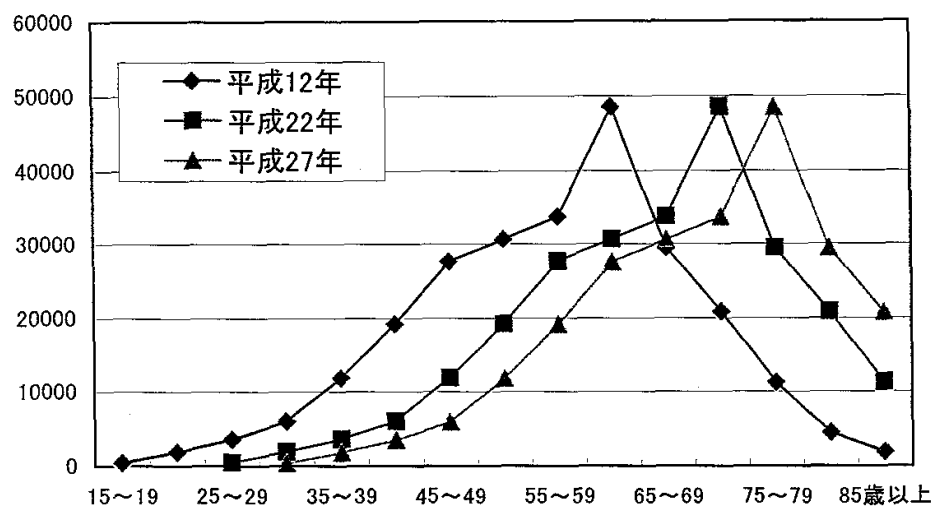
村の基幹産業である農業の「高齢化による担い手不足」や「遊休農地の拡大」といった深刻な課題に対し、遊休農地を有効活用、企業労働力の効率的活用により村内の活性化が図られるのではないかと期待。

(4) 農業従事者

- 農業に従事する者について同様に推計しても、販売主業農家の60歳までの基幹的農業従事者が、平成27年には約10万人で、平成12年から約10万人減と半減することが見込まれる。
- 品目ごとに見ても、どの品目でも平成27年にかけて、大幅な従事者の減少と高齢化の進展が見込まれ、生産力の低下が想定。

○販売主業農家における基幹的農業従事者数の推移

(人)



	平成12年	平成22年	平成27年
60代まで(千人)	210	133	99
60代までのシェア	85%	57%	47%

○販売主業農家における基幹的農業従事者数の推計

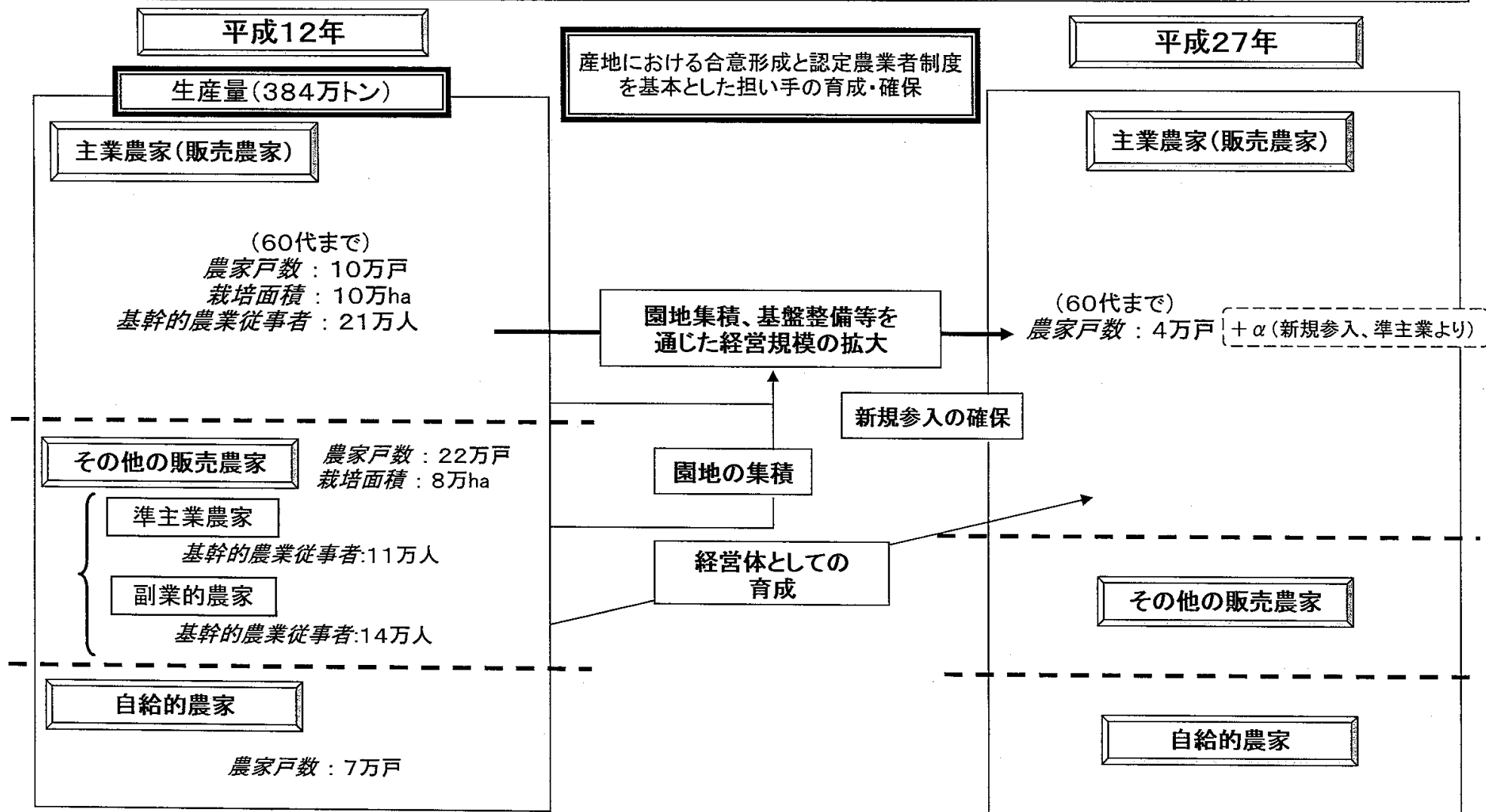
		平成12年	平成22年	平成27年
うんしゅうみかん	60代まで(千人)	61	38	29
	60代までのシェア	85%	58%	48%
りんご	60代まで(千人)	52	34	26
	60代までのシェア	86%	60%	50%
ぶどう	60代まで(千人)	32	20	15
	60代までのシェア	84%	57%	47%
なし	60代まで(千人)	30	20	15
	60代までのシェア	84%	59%	50%
もも	60代まで(千人)	24	15	11
	60代までのシェア	85%	56%	45%

※ 基幹的農業従事者

農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が仕事に従事していた者

5 施策方向のイメージ

- 競争力のある産地を育成し、国産果実を安定供給するため、
- ・ 担い手については、認定農業者制度を基本とした育成・確保が重要、
 - ・ 具体的には、産地において合意形成を図り、「果樹産地構造改革計画」を策定し、担い手を明確化、
 - ・ さらに、新規就農に関する支援制度を通じた、新規参入を一層確保、
 - ・ 園地集積、基盤整備、労働力調整の一体的な推進を通じた、経営規模の拡大や効率的経営の構築、等を図ることが必要。



6 女性農業従事者

- 女性農業従事者も、近年減少傾向にあるが、家族経営が多い果樹農業において共同経営者としての役割を担っている女性農業者は、将来の経営継続の観点からも重要な位置付け。
- 女性農業者等が共同経営者として明確化され、これらの者の共同経営者としての自覚や経営に対する意識の向上とそのことを通じた経営改善への取組の促進が期待され、その結果、効率的で安定的な農業経営へと発展することも期待。

○ 果樹における女性農業従事者数の推移

(千人)

	男女計	男	女
平成2年	1,570	809	761
平成7年	1,425	747	678
平成12年	1,213	633	580

資料：農林水産省「2000年農林業センサス」

○ 家族経営協定締結数(平成16年)

(戸)

全国の締結農家数	28,734
果樹単一経営	3,384

資料：農林水産省経営局女性就農課調べ

○ 家族経営協定を締結し経営に参画している女性農業者に対する措置例

◎ 認定農業者制度(平成15年6月～)

実質的に共同経営者としての役割を担っている女性農業者や農業後継者についても認定農業者になることが可能としている。

◎ 農業者年金(平成14年1月～)

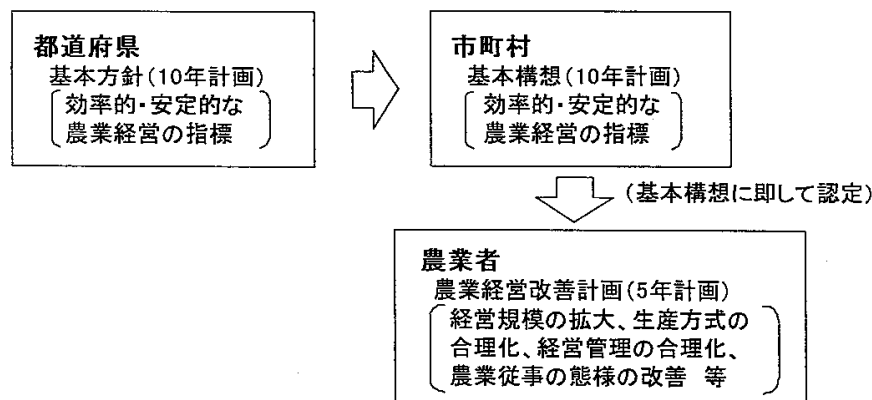
農業者年金の被保険者であって認定農業者等の意欲ある担い手と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者、後継者が所定の要件を満たせば、基本となる保険料(20,000円)に対し一定割合の国庫助成(政策支援)が行われる。

◎ 農業改良資金

個別経営で加工分野・新作物分野・新技術にチャレンジしようとしている配偶者が当該資金の貸付を受けようとする場合、家族経営協定の締結を要件の一つとしている。

(参考1) 認定農業者制度について(企画部会資料より抜粋)

○ 認定農業者制度の仕組み



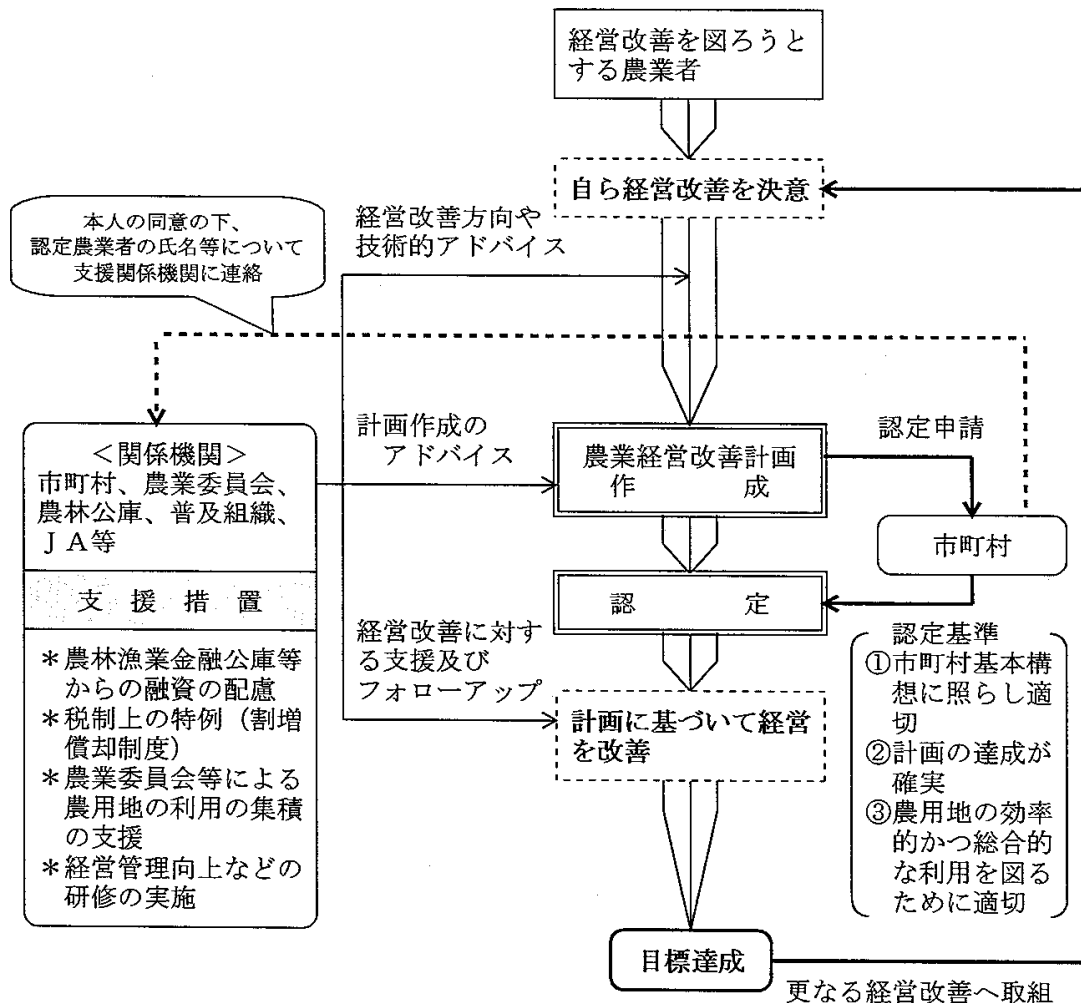
○ 認定農業者制度の運用改善のための
ガイドライン(15年6月)の概要

- 1 市町村に対する指導等
 - ・ 認定農業者の認定の際の透明性の確保等
 - ・ 認定農業者の認定後の適切なフォローアップ
 - ・ 認定農業者の認定の促進
 - ・ 夫婦等による認定農業者の認定の共同申請を容認
 - ・ 基本構想未策定市町村の基本構想策定に向けた努力
- 2 都道府県に対する指導
 - ・ 基本構想未策定市町村の解消に向けた努力等

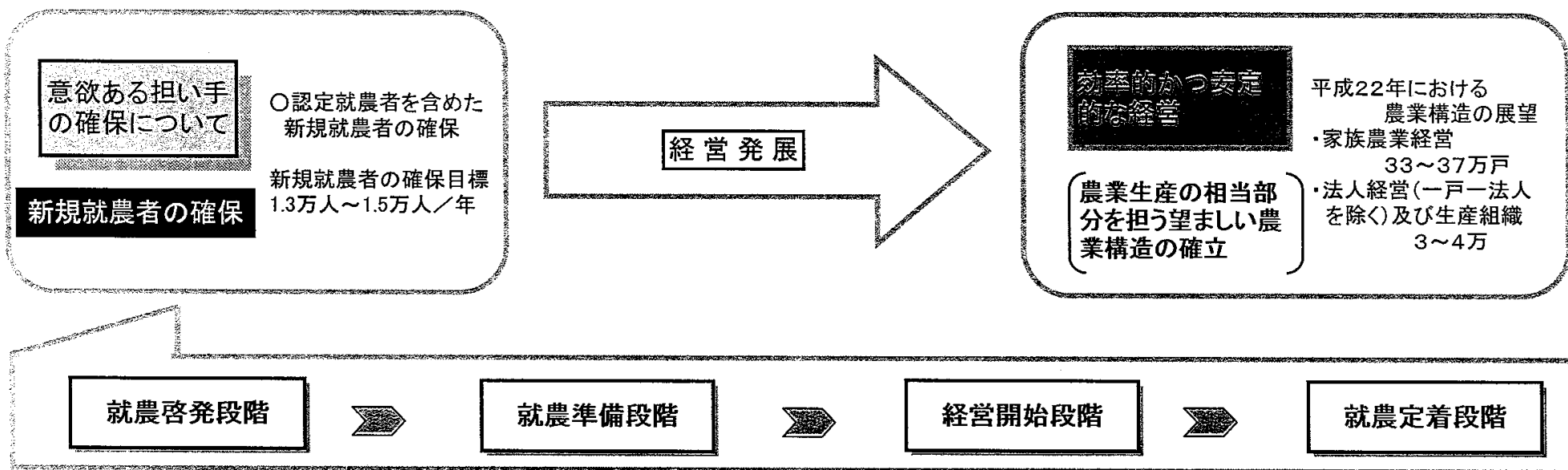
○ 認定農業者に係る関係機関・地域関係者への情報提供

関係機関によるきめ細かな支援を推進するとともに、認定農業者が地域において「担い手」として理解・協力が得られるよう、本人の同意の下、認定農業者の氏名等について、市町村から関係機関への連絡及び地域関係者への周知を推進する通知を発出

○ 認定農業者制度を活用した経営改善の取組



(参考2) 新しく農業を開始するための施策概要



「農林業をやってみよう」プログラム関連施策

広報・啓発・農業体験

さまざまな普及啓発

- 〇ニューファーマーズフェア (Uターンフェアとの合同開催)
- 〇ハローワークとの連携による情報提供
- 〇農業体験
- 〇大学生等に対するインターンシップ (農業就業体験)の実施

就農相談体制の整備

全国・県・市町村段階等での相談体制の整備

- 〇新規就農相談センター等での広範な相談・あっせん活動
- 〇普及センターによる情報提供・相談活動等

円滑な就農のための準備

技術・経営

- 〇農業大学校、就農準備校等での多様な実践的な研修教育
- 〇指導農業士や農業法人の下でのOJT研修

資金

- 〇就農支援資金の貸付け (研修、就農準備)

農地

- 〇就農可能な農地情報の提供やあっせん

円滑な経営の開始

資金

- 〇就農支援資金の貸付け (機械・施設の導入等)
- 〇担い手向け制度資金の貸付け

就農定着への支援

早期の経営定着化の推進

- 〇普及センター等による組織的な技術・経営指導の実施
- 〇市町村、農協、農業委員会等による受入環境整備

技術の向上

- 〇指導農業士等相談員によるサポート
- 〇青年農業者組織での仲間づくりを通じた地域への定着の促進等
- 〇農業経験、技術習得段階に応じた、道府県農業大学校等での研修の実施

(参考3) 外国人研修制度

1 制度の目的

外国人研修・技能実習制度は、国際協力・国際貢献の重要な一翼として、我が国で開発され培われた技術・知識の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的としている。

2 制度の概要

外国人研修・技能実習制度は、留学生などと同じく、技術等を「学ぶ」ことを目的として外国人を受け入れる外国人研修と、一定期間の研修を終えた外国人研修生について、より実践的な技術・技能を習得させる技能実習との2つの仕組みがある。

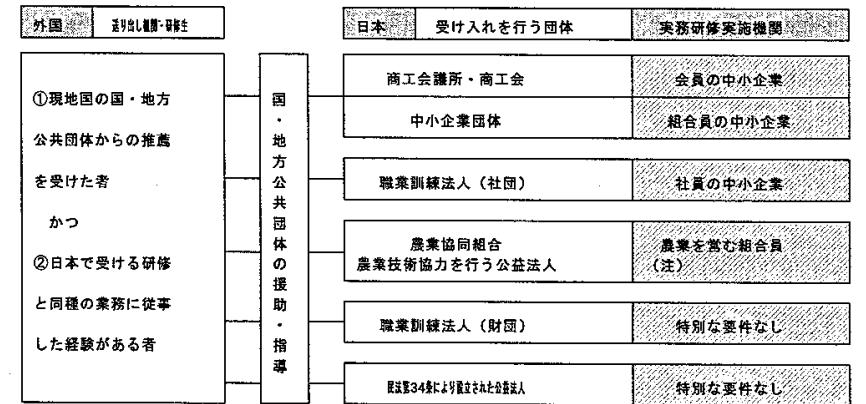
(1) 外国人研修（在留資格「研修」）

1年以内の期間において我が国の産業界の技術・技能・知識の習得を支援するための制度。技術等を教材により研修（座学）する非実務研修と生産現場で生産に従事する実務研修に大別される。

(2) 技能実習（在留資格「特定活動」）

（財）国際研修協力機構（JITCO）が認定する特定の職種・作業について、外国人研修を経た後、所定の技能評価に合格した者を対象に、外国人研修の期間と合わせて最長3年の期間において、雇用関係の下、技術・技能・知識を、より実践的に習得するための制度。

○ 実務研修を伴う民間企業の受け入れパターン



（注）農業を営む組合員1人につき研修生2人以下

○ 外国人研修・技能研修の基本的な流れ

